

# 令和8年度埼玉県高圧ガス保安活動促進週間実施要領

## 1 趣旨

県内の高圧ガスに係る保安意識の高揚と保安活動の促進を図るため、経済産業省の「高圧ガス保安活動促進週間実施要領（20260925保局第2号）」に合わせ、県、高圧ガス関係団体及び事業者が連携して高圧ガスに係る保安の確保に万全を期すものとする。

## 2 期間

令和8年10月23日（金）から令和8年10月29日（木）まで

（※期間外であっても高圧ガス保安活動促進週間に当たり実施する事業を含む）

## 3 実施機関

県、高圧ガス関係団体、高圧ガス関係事業者

## 4 目標

### （1）「高圧ガス保安法」関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 各事業所において、高度なテクノロジー等を活用するとともに、その効果を適切に検討し、改善の取組を行う。
- ③ 非常常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の促進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備及び容器の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策及び適切な管理の徹底

## (2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

- ① 災害発生時における保安確保のための具体的な取組について、最新の「ＬＰガス災害対策マニュアル」に基づいた事前の備え・取組を着実に実施
- ② 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ③ 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ④ 供給管・配管の事故防止対策としてガス以外の他工事業者による埋設管破損を防止するため、ＬＰガス販売事業者は、一般消費者等の敷地内のガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は、確実にＬＰガス販売事業者に知らせるように一般消費者等に対して周知するとともに、原則として工事の際に立ち会うこと。
- ⑤ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対してＬＰガス設備を安全に使用するための保安啓発
- ⑥ 令和８年熊本地震の発生等に伴う経済産業省からの下記の要請について対応すること。
  - ・令和８年７月２９日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）」（２０２６０７２９保局第１号）
  - ・令和８年８月５日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた注意喚起について（要請）」（２０２６０８０５保局第１号）
  - ・令和８年９月７日付け「ガス漏えい事故に伴う緊急確認・保安業務の実施の徹底等について（要請）」（２０２６０９０７保局第１号）
  - ・令和８年９月１１日付け「令和８年熊本地震の発生を受けた対応について（要請）」（２０２６０９１０保局第１号）
- ⑦ ＬＰガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置の周知

## 5 実施事項

### (1) 「高圧ガス保安法」関係

- ① 各事業所において、危害予防規程や作業手順等関連規定の再確認を行い、高圧ガス保安活動促進週間のポスターの掲示、電子機器の活用その他広報媒体等により、全ての従業員に対し、教育・訓練の重要性を周知するなど自主保安意識の高揚を図るとともに、設備の点検・整備に努め、防災対応行動の再確認と教育・訓練を徹底して行い、保安力の向上に努める。
- ② 県は、関係団体と連携し、高圧ガス製造事業所及び容器検査所における設備管理方法

の見直し、ヒューマンエラーを原因とする事故の防止に向けた従業員教育の徹底・見直しに取り組むほか、冷凍事業所、コールドエバポレータ及び溶接・溶断作業における保安管理の徹底を図る。

- ③ 埼玉県高压ガス地域防災協議会及び関係団体等は、高压ガスの利用又は廃棄に係る保安の確保及び保安意識の向上のため、県等と連携し防災訓練・保安講習会等を開催するとともに、特に溶接・溶断、コールドエバポレータ、空調設備等に係る事故事例等を周知し、災害の再発防止を促す。
- ④ 埼玉県高压ガス地域防災協議会は、高压ガスの移動に係る保安確保のため、県や関係団体等と連携し、容器転倒を防止するための措置、タンクローリの出発前点検及び液化ガス漏えい時の凍傷等の二次災害を防止するために必要な備品の携行等を徹底する観点から高压ガス移動保安講習会等を開催する。
- ⑤ 県は、関係団体と連携し、産業廃棄物処理業者及び廃品回収業者に対し、高压ガス容器の危険性及び適正な取扱いについて周知し、その徹底を図るとともに、関係団体に対し、放置された高压ガス容器の回収を徹底させる。
- ⑥ 県は、高压ガス販売事業者及び液化石油ガス販売事業者に対し、盗難防止のため容器の管理強化を販売先に周知するよう指導を行う。
- ⑦ 県は、埼玉県高压ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。

## **（２）「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係**

- ① 県及び関係団体等は、一般消費者及び業務用厨房等に対し、燃焼器具の適切な使用方法やガス漏えい時の対処方法、一酸化炭素中毒事故防止対策などについてホームページ等を用いて消費者への広報及び保安啓発活動を実施する。
- ② 県は、埼玉県高压ガス地域防災協議会及び関係団体等の催す行事、講習会等を積極的に支援する。
- ③ 県は、ＬＰガス容器運搬時の容器の転落、転倒等防止措置をホームページ等により周知する。

## **（３）県が実施する事業**

県は関係団体等と連携して、次のとおり事業を実施する。

### **① 令和８年度埼玉県高压ガス保安大会**

県と埼玉県高压ガス団体連合会が連携し、高压ガスに対する保安意識の高揚を図るため、高压ガス保安大会を開催して高压ガス保安功労者等の表彰並びに講演を行う。

日時：令和８年１０月２６日（月）１３時３０分から１６時００分まで

場所：埼玉会館 小ホール（さいたま市浦和区高砂三丁目１番４号）

② 令和８年度埼玉県高圧ガス防災訓練

県、埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会が連携し、高圧ガスによる事故の被害を最小限にとどめ地域住民への二次災害を防止するとともに関係事業所の防災意識の高揚を図るため、高圧ガス防災訓練を実施する。

日時：令和８年１０月２０日（火）１２時２０分から１５時１０分まで

場所：志木市立秋ヶ瀬運動場施設 秋ヶ瀬運動公園 サッカー場

（埼玉県志木市大字宗岡字丸野地先）

③ 高圧ガス関係事業所への立入検査等

県は高圧ガス関係事業所への立入検査を必要に応じて実施し、公共の安全の維持及び災害の発生の防止を図るため法令遵守を徹底するとともに、地震等に備え高圧ガス設備の耐震性能の維持管理状況を確認する。また、各事業所において自主的な高圧ガス設備の点検、整備等による保安管理の徹底及び従業員に対する保安教育等による保安啓発の充実が図られるように指導を行う。

④ 高圧ガス関係事業者への普及・啓発

県は、関係団体及び関係行政機関に高圧ガス保安活動促進週間のポスターを配布し、保安意識の高揚及び保安活動の促進を図る。

また、各種講習会やホームページを活用し、高圧ガス分野へのＩｏＴ技術の活用事例について情報発信する。